退職共済年金の支給開始年齢及び請求手続きについてのお知らせ

共済組合の加入期間が１年以上ある方の支給開始年齢については、その方の**生年月日に応じて**次のとおり定められており、昭和 28 年４月２日から昭和 30 年４月１日までの間に生まれた方は、61 歳から退職共済年金が支給されることとなります。

なお、定年退職が 60 歳の場合は、退職から支給開始まで間があくこととなりますので、請求手続きに関する書類等は、**61 歳のお誕生月の前月に共済組合から直接、ご自宅へ郵送**します。このため、退職後、**住所又は氏名を変更**された場合は、共済組合へ連絡をお願いします。**所定の届出を行っていないと、年金請求書等を送付できない可能性**があります。

生年月日
昭和28年4月1日以前
60歳 65歳
退職共済年金（共済組合）
老齢基礎年金（国民年金）

生年月日
昭和28年4月2日から
昭和30年4月1日まで
＜受給権発生年度：平成 26 ～ 27 年度＞
61歳 65歳
退職共済年金（共済組合）
老齢基礎年金（国民年金）

生年月日
昭和30年4月2日から
昭和32年4月1日まで
＜受給権発生年度：平成 29 ～ 30 年度＞
62歳 65歳
退職共済年金（共済組合）
老齢基礎年金（国民年金）

生年月日
昭和32年4月2日から
昭和34年4月1日まで
＜受給権発生年度：平成 32 ～ 33 年度＞
63歳 65歳
退職共済年金（共済組合）
老齢基礎年金（国民年金）

生年月日
昭和34年4月2日から
昭和36年4月1日まで
＜受給権発生年度：平成 35 ～ 36 年度＞
64歳 65歳
退職共済年金（共済組合）
老齢基礎年金（国民年金）

生年月日
昭和36年4月2日以降
＜受給権発生年度：平成 38 年度以降＞
65歳
退職共済年金（共済組合）
老齢基礎年金（国民年金）

（注）上記事項は「一般組合員」の場合であり、「特定消防組合員」の場合は取り扱いが異なります。
（注）被用者年金制度の一元化により、平成２７年１０月以降発生の退職共済年金は、老齢厚生年金になります。

年金の支給日について

支給月	支払月分
6月	4月、5月分
8月	6月、7月分
10月	8月、9月分
12月	10月、11月分
2月	12月、1月分
4月	2月、3月分

◆年金の支給日は、支給期月の15日です。
ただし、15日が金融機関の休業日の場合、15日の直前の営業日となります。
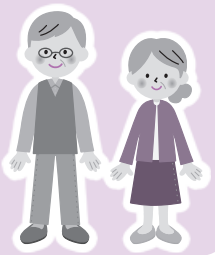
◆請求書類の提出が遅れますと、年金の支給も遅くなる場合がありますので、ご注意ください。